

○小林委員長 それでは、1、陳情審査に入ります。

企画総務委員会に新たに送付6-21、千代田区ホームページに区内のラジオ体操実施会場をまとめるよう求める陳情書が送付されました。お手元に陳情の写しをお配りしましたので、ご確認ください。

朗読は省略してよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略します。

本陳情については、執行機関から情報提供がありましたらお願いいたします。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 区内におけるラジオ体操の実施状況等につきまして、私のほうからご説明させていただきます。

区内におきましては大きく2種類のラジオ体操が実施されております。一つは、千代田区体育協会が主催し、千代田区ラジオ体操会連盟が主管となります夏期合同ラジオ体操会、いま一つは、ラジオ体操会連盟を構成する各町会や団体等が自らの地域で実施しますラジオ体操でございます。

夏期合同ラジオ体操会は区内6会場で行われ、一方、町会等が実施するラジオ体操は令和6年度は区内37会場で開催される見込みでございます。また、このほかに、ラジオ体操会連盟が主催します通年実施の会場が2か所、東郷元帥記念公園、佐久間公園にございます。

周知方法といたしましては、夏期合同ラジオ体操会の日程につきましては広報千代田に掲載しております。一方で各町会等が実施する区内37会場のラジオ体操につきましては、ホームページやSNSを持っている一部の町会では事前告知をしているところもあるようございますが、網羅的にまとめて情報の公開はされていない状況でございます。

以上です。

○小林委員長 情報提供がございました。

それでは、委員の方、審査に入りたいと思います。質疑をお願いします。

○永田委員 今回の橋場課長の説明で、一応全体として把握をしているという中で、あと別に自発的に集まって体操をしている北の丸公園なんていうのもあったりとか、あと、夏期、そういったような会場も別にあるかと思うんですけど、そういったものまで周知するというのは非常に難しいと思うということと、あと、ホームページで全ての会場を案内するというのは大事だと思いつつも、例えば学校とか、そういったところは防犯上、誰でも入れていいのかどうかという問題も一方であると、防犯上の問題もあると思うので、そういったところで全てラジオ体操の予定を、例えば通年でやっているところは掲載できますけど、それ以外のところは昨年の開催の状況とか、そういったことで対応できると思いますが、その防犯の観点と、あと自発的な会場もあるということの把握について、ちょっとお答えください。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 自発的な会場につきましては、我々のほうには申請が上がっていないのかなというふうに思っております。37会場につきましては、いろいろとラジオ体操会連盟のほうから補助金も出ていますので、我々のほうでは把握しているんですけども、それ以外にちょっと区民の皆様が自発的にやられているものにつきましては、申し訳ありません、こちらのほうではちょっと把握はしていないという状況でございます。

それから、学校等の防犯上の問題ということで、確かにそういった課題はあろうかと思えます。夏期合同ラジオ体操会につきましては、ほとんどの会場が小学校ということなんですけども、これはもう事前にやるのが分かっている、きちっとラジオ体操会連盟の方等、いろんな方が事前にチェックをして準備をしていますので、夏期合同ラジオ体操会のほうについては防犯上の問題は今のところはないのかなと思えますが、確かに通年とかでなかなかちょっと学校等でラジオ体操を実施するということになると、防犯上の問題とか、あと学校利用との関係とかがありまして、なかなか難しいのではないかなというふうに思うところでございます。

○永田委員 なかなか自発的な会場までは、把握して、行政として周知するのは難しいというのはよく分かりました。ただ、この陳情の趣旨である全ての会場というか、区で把握している会場を検索すれば全て分かるような情報発信は必要だと私は思うんですけども、これは可能なんでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 夏期合同ラジオ体操会につきましては、こちら、もう既に広報千代田で毎年度公開されているところもありますので、区のホームページ等に日程を掲載することはできるというふうに考えておりますが、各町会等が実施する各地域のラジオ体操につきましては、なかなか自らの地域以外の方に、もちろん知り合いの方とかが来ていただく分には構わないと思うんですけども、あまり大勢押し寄せて、わっと押し寄せられてしまうと会場のキャパシティの問題であったり、いろいろと騒音の問題とかもあるということで非常に難しいというふうには聞いておりまして、そういった個々のラジオ体操、町会等の実施するものにつきましては、個別にそういった、掲載していいかという許可を得る必要があるのではないかなというふうに認識しております。

○永田委員 個別の町会の夏期ラジオ体操会というのは、やっぱり日程が結構ぎりぎりに決まったりとか、会場がその都度変わってしまったりとかというのいろいろ事情があって周知しづらいというのがよく分かりながらも、それをまとめて案内したところで、人が押し寄せるところまではいかないのかなという、私の経験上、むしろ人が集まらなくて動員かけたりとか、そのぐらいうっているところもあるので、例えば全体でそういう案内できるような、そういう橋場課長のところなのか、そういう連絡先みたいなもの、その他会場についてはお問い合わせくださいみたいなことができるのか、あるいは各町会が問合せ先でこれまでに開催しているところで対応してもらおうとか、そこは、そういったこともお願いできるのかどうか。どうでしょうかね。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 区のほうは補助金をラジオ体操会連盟さんのほうにお出しはしているんですけども、直接そのラジオ体操会連盟さんと各地域の町会さんとがやり取りしながら日程等の調整をしているというふうに認識しておりますので、なかなかちょっと我々のほうからそういったことをダイレクトにというのはちょっと難しいのかなというふうに思っているところではございますが、今お話を伺った内容につきましては、ラジオ体操会連盟さんのほうにお話をさせていただきまして、少しでも多くの情報が公開できないかというところについては協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○永田委員 はい。いいです。

○小林委員長 ほかにございますか。

○大坂委員 基本的には各町会さんが独自の判断で事業をやられていらっしゃるの、な

かなかそれを強制的に一律出しましょうとか出さなくていいですよとかという判断というのは区のほうでは難しいのかなと思っていますが、やっぱり町会によっては人が本当に足りないところだったりとか、逆にキャパシティーがいっぱいいっぱいで、これ以上よそからは来てほしくないところと、それぞれあると思うんですけども、そういったものを勘案して、出してほしいところは出してあげるというような体制をつくるというのは、これは一ついいのかなと思います。また、その情報の収集源としては、やはり生涯学習・スポーツ課だけでやるのではなくて、出張所と連携をするということが大前提なのかなと。出張所には町会からの情報というのが集まってくるわけですから、そこで情報発信をしながら情報収集をしていけば、ある程度労力なく情報というのは吸い上げられるというふうに考えますので、そういった方向で一つ検討していただくとありがたいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 ご指摘のとおり、まず出張所との連携ということにつきましては、出張所のほうも情報をよく把握しているというのがございますので、これまで以上にやっていきたいということと、おっしゃるように、会場によって、来てほしい、来てほしくないというのは、もしかしたらその温度差というのがあろうかと思っていますので、その点もうシオ体操会連盟のほうにしっかりお伝えさせていただきまして、情報を公開したい、積極的に情報を公開したいという町会さんにつきましては、何らかの形で情報の公開を考えていくと。一方で、ちょっとうちはというようなところでもしもあったりしましたら、そちらはその町会さんの判断を最大限尊重させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○小林委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、ただいま意見を頂きまして、本陳情につきましてですけれども、取扱いについて諮りたいと思います。

ただいまちょっと永田委員と大坂委員が指摘された中で、生涯学習・スポーツ課、町会、それと出張所、三者で連絡を取り合って、許せる範囲は載けられるということだったと思うんで、おおむねこの部分については、陳情で言われた部分の「網羅的にまとめ、」という表現もありますけれども、かなりもう網羅して、できる限り対応していけるということだと思っていますんで、それで、今、その辺で委員が、発言と、その中での質疑の中で、大体対応できていけるんじゃないかと判断しまして、この陳情については、執行機関に、今、委員から言われたことを鑑みて対応してもらおうということと申し入れるということとでよろしいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 じゃあ、この陳情につきましては、執行機関へただいまの件を申し入れて、陳情の審査は終了したいと思います。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、日程1、陳情審査を終了いたします。